

極低温液化センター液体ヘリウム利用規定

第1条 利用者は液化ガス高圧ガス取り扱いの講習会を受けること。

第2条 液体ヘリウムの供給を新たに希望する者は、事前にセンターに連絡し、実験室、回収ライン等のチェック及び必要な説明を受けなければならない。

第3条 液体ヘリウムの利用者は利用者が所有するガスバック、回収ライン等の管理に責任を持ち、ヘリウムガスの回収及び純度の維持に最善の注意を払わなければならない。

第4条 液体ヘリウム利用希望者は、あらかじめ定められた方法で事前に予約しなければならない。

第5条 ヘリウムガスの回収率または純度が著しく低下した場合、液体ヘリウムの供給を停止する事がある。

第6条 液体ヘリウムの供給に際し、運営委員会にて定められた額を徴収する。
但しこの額はヘリウムガスの回収を前提とした金額である。

第7条 ヘリウムガスの回収を行わないとき、あるいは回収に失敗したときには、液体ヘリウム1リットルにつき、センターが外部より購入するヘリウムガスの金額と上記6条で定められた供給金額との差額を追加徴収する。
尚、損失分のヘリウムガスを当該研究室で独自に購入しセンターへ現物にて返すことで補うことも可能である。

第8条 過失により、回収したヘリウムガスに多量の不純物を混入させた時はそれによる損失を当該研究室が負担する。

附 則

この規定は、平成18年 8月 2日 改定。

附 則

以上の規定は、平成18年 9月 より実施する。